

議案第153号

指定管理者の指定について（八幡屋公園の一部ほか2施設）

八幡屋公園の一部ほか2施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 施設の名称

八幡屋公園（大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。）

大阪市中央体育館

大阪市立大阪プール

2 指定管理者

大阪市港区田中3丁目1番40号

スポーツパーク八幡屋活性化グループ

構成員 一般財団法人 大阪スポーツみどり財団

株式会社 COSPA ウエルネス

美津濃株式会社

ミズノスポーツサービス株式会社

株式会社 加藤商会

イオンディライト株式会社

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

令和7年11月28日提出

大阪市長 横山英幸

説明

八幡屋公園の一部ほか2施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7-11 省 略